

生徒会組織図

生徒総会

(生徒会組織の最高議決機関)

- 毎年5月に行われ、各委員会や部活動・生徒会本の活動や予算について全生徒で審議・議決します
- 生徒一人ひとりに議案書を配布し、学級・委員会等で討議します。
- 生徒会の一員としての自覚と責任を持ち、自治的な活動・討議の場をつくりましょう。

校長

職員会議

生徒総会

中央委員会

(生徒会組織の次の議決機関)

- 各委員会の委員長、生徒会本部役員、各クラスの学級委員が集まり、行事や日々の学校生活、各委員会の活動内容について真剣に審議・議決します。
- いじめ対策について主体的に話し合う「子どもいじめ対策委員会」を同時に開きます。
- 生徒総会が開られない時期には、この中央委員会が最高議決機関となります。

選挙管理委員会

本部役員会

中央委員会

部活動委員会(部長会)

文化部 運動部

専門委員会

畑 係	放送委員会	生活委員会	給食委員会	体育委員会	保健委員会	整美委員会	図書委員会	学級委員会
	会	会	会	会	会	会	会	会

専門委員会

- 前年度の活動にこだわらず、実益がある活動を行います。
- 各クラスで、専門委員の選出を行います(生徒会会則第5条による)。
※各委員は、専門委員会での活動内容を各クラスに伝達します。
- 月1回、委員会を開きます。
- 各専門委員会ごとに委員長、学年代表を決定し、活動状況のチェックを行います。
※委員長と学年代表者によって活動状況のチェックを行うなど確実に計画を実施できるようにします。
※委員会ごとに委員長1名・副委員長2名が選出されます。
- 委員会後、各委員長は全生徒に活動内容を伝達できるよう、掲示用記録用紙を作成し、管理棟階段の掲示板に貼りだします。
※委員会開催後にかかわらず、必要に応じて掲示します。

学年別委員会

各種実行委員会

学級会